

# 宮津市公報

平成25年10月1日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市企画総務室発行

## 目次

### 告 示

97 宮津市農林業振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 .....	1
98 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 .....	1
99 国民健康保険被保険者証の無効 .....	1
100 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動届 .....	2
101 地域包括支援センターの設置 .....	2
102 指定介護予防支援事業者の指定 .....	2
103 水道使用料金等の徴収事務委託 .....	2

### 公 告

32 宮津市人事行政の運営等の状況の公表 .....	3
33 公示送達 .....	7
34 漂流物の引渡し .....	7
35 漂流物の引渡し .....	8
36 平成25年度農用地利用集積計画の縦覧 .....	8

### 教育委員会

#### 《告 示》

13 宮津市教育委員会定例会の招集 .....	8
14 宮津市教育委員会臨時会の招集 .....	8

# 告 示

宮津市告示第97号

宮津市農林業振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年9月17日

宮津市長 井上正嗣

宮津市農林業振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
宮津市農林業振興事業補助金交付要綱（昭和52年告示第44号）の一部を次のように改正する。  
別表第1中

有機農業・環境調和型営農活動支援事業 （環境保全型農業直接支払交付金事業）	を	有機農業・環境調和型営農活動支援事業 （環境保全型農業直接支払交付金事業） 新規就農者確保事業
野生鳥獣被害総合対策事業 林業労働者共済事業	を	林業労働者共済事業 野生鳥獣被害総合対策事業

に、 に改める。

### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年10月11日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

### 記

- 1 地縁による団体名 脇の浜自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
住所 <省略>  
氏名 柴田政宣
- 3 変更年月日 平成25年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

平成25年9月18日

宮津市長 井上正嗣

\* \* \*

宮津市告示第99号

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示する。

平成25年9月24日

宮津市長 井上正嗣

### 記

一般被保険者

保 険 者	宮津市（保険者番号 260067） 京都府宮津市字柳縄手345番地の1			
無効とする被保険者証記号番号	生年月日	交付日	無効日	

宮 - 0 0 0 2 0 6 0	昭和29年8月14日	平成25年4月1日	平成25年6月17日
宮 - 0 0 0 2 7 4 3	昭和18年11月8日	平成25年4月1日	平成25年7月29日
宮 - 0 0 0 4 5 2 9	昭和16年9月18日	平成25年4月1日	平成25年7月16日
宮 - 0 0 0 6 6 5 6	平成6年3月10日	平成25年4月1日	平成25年7月16日
宮 - 0 0 0 7 1 9 2	昭和16年12月3日	平成25年4月1日	平成25年7月18日

\* \* \*

## 宮津市告示第100号

宮津市下水道排水設備指定工業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成25年9月30日

宮津市長 井上正嗣

## 指定番号 宮下水道指定第96号

- (1) 名称 三幸ガス株式会社  
 (2) 所在地 宮津市字獅子崎小字問屋町114番地15  
 (3) 代表者 変更前 代表取締役 土井和也  
 変更後 代表取締役 藤田武司

\* \* \*

## 宮津市告示第101号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターとして、宮津北部地域包括支援センターの設置の届出があったので、同条第7項において準用する同法第69条の14第1項の規定により告示する。

平成25年10月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 設置者 社会福祉法人成相山青嵐荘  
 理事長 石坪弘真  
 2 所在地 宮津市字日置780番地  
 3 設置年月日 平成25年10月1日

\* \* \*

## 宮津市告示第102号

介護保険法（平成9年法律第123号）第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年10月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 介護保険事業所番号 2602100022  
 2 事業所の名称 宮津北部地域包括支援センター  
 3 事業所の所在地 宮津市字日置780番地  
 4 指定申請者 社会福祉法人成相山青嵐荘  
 理事長 石坪弘真  
 5 主たる事業所の所在地 宮津市字日置780番地  
 6 代表者の氏名 石坪弘真  
 7 代表者の住所 <省略>  
 8 指定年月日 平成25年10月1日  
 9 サービスの種類 指定介護予防支援

\* \* \*

## 宮津市告示第103号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、水道使用料金等の徴収の事務を平成25年10月1日から平成26年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により

告示する。

平成25年10月1日

宮津市長 井上正嗣

徴収事務受託者

住所	氏名
<省略>	南 佑次郎

## 公 告

宮津市公告第32号

宮津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第4号）第6条第1項の規定により、平成24年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成25年9月6日

宮津市長 井上正嗣

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

## (1) 部局別職員の採用状況（平成24年度）

部局	採用者数
市長の事務部局	5人
教育委員会の事務部局	2人
合計	7人

## (2) 部局別職員の退職状況（平成24年度）

部局	退職者数
市長の事務部局	5人
議会の事務部局	1人
監査委員の事務部局	1人
教育委員会の事務部局	2人
公営企業の職員	1人
合計	10人

## (3) 部局別職員数の状況

部局	区分	平成24年4月1日			(参考) 平成23年4月1日
		職員数	男	女	
市長の事務部局		178人	117人	61人	177人
議会の事務部局		4人	2人	2人	4人
選挙管理委員会の事務部局		0人	0人	0人	0人
監査委員の事務部局		1人	1人	0人	1人
教育委員会の事務部局		44人	14人	30人	47人
農業委員会の事務部局		2人	2人	0人	2人
公平委員会の事務部局		0人	0人	0人	0人
公営企業		15人	13人	2人	15人
合計		244人	149人	95人	246人

## 2 職員の給与の状況

## (1) 人件費の状況（平成24年度普通会計決算）

歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B）/（A）	（参考）23年度の人件費
11,406,601千円	2,040,304千円	17.9%	2,075,668千円（17.4%）

平成24年度普通会計（一般会計と休日応急診療所事業特別会計）決算に占める人件費の割合です。人件費には、一般職のほか、市長などの給与、議会議員、消防団員などの特別職に支給される報酬が含まれています。

## (2) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区分	一般行政職		技能労務職		特別措置
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	
宮津市	307,166円	41.7歳	310,957円	51.0歳	行政職6級10.0% 行政職5級8.0% 行政職3級・4級5% 行政職1級・2級4% 削減措置後
(参考)国	304,944円 (329,917円)	42.8歳	270,465円 (285,030円)	49.7歳	

一般行政職とは、税務職、看護・保健職など専門職を除く職種です。なお、給料月額は税金や保険料等控除前の金額です。

国の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）です。

(3) 職員（一般行政職）の初任給等の状況（平成24年度）

区分	宮津市（4.0%削減措置後）		（参考）国	
	初任給	採用経過2年経過日の給料月額	初任給	採用経過2年経過日の給料月額
大学卒	165,312円	176,832円	163,987円 (172,200円)	175,414円 (184,200円)
高校卒	134,496円	142,560円	133,418円 (140,100円)	141,417円 (148,500円)

国の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）です。

(4) 職員（一般行政職）の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成24年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	258,780円	306,565円	340,623円
高校卒	216,768円	265,145円	298,110円

(5) 職員（一般行政職）の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任 主査	係長 主任専門員 主任	副室長	室長	
職員数	23人	4人	73人	39人	20人	10人	169人
構成比	13.6%	2.4%	43.2%	23.1%	11.8%	5.9%	100.0%

(6) 特別職の報酬等の状況（平成24年度）

区分		月額等		特別措置	
給料	市長	675,000円		25%削減措置後	
	副市長	584,000円		20%削減措置後	
報酬	議長	387,000円		10%削減措置後	
	副議長	333,000円			
	議員	315,000円			
期末手当			6月期	12月期	年間計
	市長・副市長		1.40月分	1.55月分	2.95月分
	議長・副議長・議員		1.40月分	1.55月分	2.95月分

(7) 主な職員手当の状況（平成24年度）

区分	宮津市				（参考）国	
	支給対象	支給額等			期末手当	勤勉手当
期末・勤勉手当	基準日(6月1日・12月1日)の在職職員	支給期	期末手当	勤勉手当	同制度	
		6月期	1.225月分	0.675月分		
		12月期	1.375月分	0.675月分		
		年間計	2.60月分	1.35月分		
		(加算措置) 職制上の段階、職務の級等による加算制度有				

退職手当	退職職員	勤続区分	自己都合	勤奨・定年	同制度
		勤続20年	23.5 月分	30.55月分	
		勤続25年	33.5 月分	41.34月分	
		勤続35年	47.5 月分	59.28月分	
		最高限度額	59.28月分	59.28月分	
		(加算措置) 定年前早期退職特例措置2%~20%加算			
扶養手当	扶養親族を有する職員	扶養親族区分	月 額		同制度
		配偶者	13,000円		
		その他	6,500円~11,000円		
		(加算措置) 16歳~22歳の扶養親族加算 5,000円			
住居手当	借家等に居住し家賃を支払っている職員	住居区分	月 額		同制度
		借家等(最高支給限度額)	27,000円		
通勤手当	通勤距離(片道)2km以上の職員	通勤方法	月 額		同制度
		交通用具(自動車等)	(2km) 2,000円~ (60km) 25,900円		
		交通機関(鉄道等)	定期券(又は回数券)相当額 (月額上限) 55,000円		
管理職手当	副室長級以上の管理職員	室長級	給料月額×11.2% (20%削減措置後)		本府省 課長等 など 130,300円
		副室長級	給料月額×8% (20%削減措置後)		
時間外・休日勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員	勤務日の時間外勤務 1時間につき	当該職員の時間単価 ×1.25 (深夜勤務は1.5)		同制度
		週休日等(土・日・祝日等)の時間外勤務 1時間につき	当該職員の時間単価 ×1.35 (深夜勤務は1.6)		
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務等で、給与上特別の考慮を必要とする職員に支給(全5種類)			全27種類	
	代表的なもの	社会福祉業務	1回2,000円 (死亡人収容業務)		
		感染症防疫作業	1日1,000円		
その他の手当	単身赴任手当・宿日直手当・管理職員特別勤務手当			同制度	

平成17年4月1日から京都市町村職員退職手当組合に加入しています。平成17年4月1日以降の退職者については、同組合から退職手当が支給されます。(支給率は、同組合の条例による支給率です。)

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(本庁など標準的なもの)

1週間の勤務時間 (月曜日~金曜日)	始業時間	終業時間	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時~午後1時

(2) 職員の年次有給休暇

制度概要	(参考)平成24年の平均取得日数
1年につき20日付与(ただし、20日を限度に翌年へ繰り越し可)	9.9日

(3) その他の休暇・休業制度

休暇の種類	内 容		休暇日数
病気休暇	原 因	公務上又は通勤による負傷・疾病	療養に必要と認める期間
		結核性疾患	1年以内
		その他の負傷・疾病	90日以内
特別休暇	代表的なもの	産前・産後休暇（職員の出産時）	産前8週間・産後8週間
		結婚休暇（職員の結婚時）	7日以内
		忌引（職員の親族死亡時）	続柄に応じ1日～10日以内
		夏季休暇（夏期の諸行事等）	3日以内（7月～9月）
		子の看護等、学校行事への参加のための休暇	7日以内（1年につき）
		その他16種類	
介護休暇	職員の配偶者、父母等が、負傷、疾病等のため介護を要する場合		6月以内
育児休業	職員の子（3歳未満）の養育		職員の子が3歳に達する日まで

## (4) 育児休業の取得状況（平成24年度）

取得者数		取 得 期 間		
男性	女性	6か月を超え1年以内	1年を超え2年以内	2年を超え3年以内
0人	0人	0人	0人	0人

平成23年度から引き続き取得中の者を除く。

## 4 職員の分限及び懲戒処分者の状況

## (1) 分限処分者数及び懲戒処分者数（平成24年度）

分限処分者数					懲戒処分者数				
免職	休職	降任	降給	小計	免職	停職	減給	戒告	小計
0人	3人	0人	0人	3人	0人	0人	0人	0人	0人

「分限処分」とは、職員が長期療養その他の事由によりその職務を十分果たすことができない場合の処分であり、「懲戒処分」とは、職員に職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その職員の責任を確認し、職場の秩序と規律の維持・回復を図るために行う処分です。

## 5 職員のサービスの状況

## (1) 職員の兼職等許可の状況（平成24年度）

区 分	許可件数	許可内容等
会社の役員等の地位を兼ねる場合	0件	
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0件	
報酬を得て他の事業若しくは事務に従事する場合	158件	統計調査員・選挙事務従事他
合 計	158件	

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

## (1) 職員研修の実施状況（平成24年度）

研 修 区 分	延受研修者数	研修内容等
集合研修 （研修講師による開催研修）	448人	新規採用職員研修・人権問題研修他
委託研修 （研修機関等での研修）	52人	京都府市町村振興協会（税務研修他）・府北部7市合同研修他
合 計	500人	

## (2) 職員の勤務評定の実施の状況（平成24年度）

実施内容	該当者数
定期昇給時の成績不良者	0人

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

## (1) 職員の公務災害等の申請・認定件数（平成24年度）

区 分	申請件数	認定件数
公務災害	1件	1件

通勤災害	2件	2件
------	----	----

(2) 職員の福利厚生の実施状況（平成24年度）

区 分	実施団体	主な事業内容
厚生制度 （地方公務員法第42条）	宮津市 職員互助会	弔慰金等給付事業・家族慰安事業・体育大会開催事業 他
共済制度 （地方公務員法第43条）	京都府市町村 職員共済組合	医療給付事業・年金給付事業・福祉事業（保健事業・ 宿泊事業・貯金事業他）

(3) 宮津市職員互助会への補助金の交付状況（平成24年度）

区 分	内 容
会員数（平成24年4月1日現在）	346人（うち宮津市職員245人）
宮津市職員互助会一般会計歳入額	29,556,375円
うち宮津市補助金 （補助率）	4,576,338円 （給料月額0.5%（職員負担分と同率））
宮津市職員互助会一般会計歳出額	14,349,316円
事務費	1,859,970円
福利厚生費	702,534円
事業費	6,345,515円
給付費	5,441,297円

8 公平委員会に係る業務の状況

(1) 公平委員会の主な業務内容

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置を行うこと。

職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。

(2) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況（平成24年度）

区 分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申立て	0件

\* \* \*

宮津市公告第33号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成25年9月9日

宮津市長 井上正嗣

<以下掲示済>

\* \* \*

宮津市公告第34号

水難救護法（明治32年法律第95号）第24条第1項の規定による漂流物の引渡しがありましたので、同法第25条第2項の規定により次のとおり公告します。

つきましては、該当者の方は平成26年3月9日までに宮津市産業振興室に申し出てください。

なお、上記期日までに申出のない場合は、同法第28条第1項の規定により所有者がないものと認め処分します。

平成25年9月10日

宮津市長 井上正嗣

- 1 拾得物件     FRP製手漕ぎボート   1隻  
                   長さ 241cm  
                   幅   115cm  
                   特徴 船体緑色、船体に「R240」の文字、アカシヨット製
- 2 拾得日時     平成25年9月2日 午前11時30分
- 3 拾得場所     栗田湾沖（北緯35度33分46秒 東経135度14分52秒）付近

\* \* \*

